

# 目 次

## 第1編 総論

はじめに（国民保護に関する木更津市の基本的な考え方）	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
1. 市の責務及び計画の位置づけ	2
（1）市の責務	2
（2）計画の位置づけ	2
（3）計画に定める事項	2
2. 計画の構成	2
3. 計画の特色	2
（1）策定の基本的な考え方	2
（2）木更津市の実情・特色にあった計画	3
（3）大規模テロなどの記述	3
（4）初動体制の記述	3
（5）避難・救援等の記述	3
4. 市地域防災計画等との関連	3
（1）市地域防災計画との関連	3
（2）千葉県石油コンビナート等防災計画との関連	4
5. 市国民保護計画の見直しと変更	4
（1）市国民保護計画の見直しと変更	4
（2）市国民保護計画の変更手続	4
第2章 国民保護措置に関する基本的な方針	5
（1）基本的人権の尊重	5
（2）国民の権利利益の迅速な救済	5
（3）国民に対する情報提供	5
（4）関係機関相互の連携協力の確保	5
（5）国民の協力	5
（6）指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	5
（7）高齢者・障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	5
（8）国民保護措置に従事する者等の安全の確保	6
（9）地域特性への配慮	6
第3章 関係機関の処置すべき事務又は業務の大綱等	7
1. 関係機関の事務又は業務の大綱	8
第4章 木更津市の地理的、社会的特徴	10
1. 位置・地形	10
2. 気象	10
3. 人口分布	12
4. 道路の位置等	14
5. 鉄道、港湾の位置等	14

6. 自衛隊施設	15
7. その他	15
(1) 石油コンビナート等	15
(2) 本市における人口流動	16
8. 本市での留意事項	16

第5章 市国民保護計画が対象とする事態（対象事態の類型区分）	20
1. 武力攻撃事態	20
2. 緊急処理事態	20

## 第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え	21
-------------	----

第1 市における組織・体制の整備等	21
-------------------	----

1. 市の各部等における平素の業務	21
2. 市職員の参集基準	23
(1) 職員の迅速な参集体制の整備	23
(2) 24時間即対応体制の確立	23
(3) 市の体制及び職員の参集基準等	23
(4) 幹部職員等への連絡手段の確保	23
(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応	24
(6) 職員の服務基準	24
(7) 交代要員等の確保	24
3. 消防機関の体制	24
(1) 消防本部及び消防署における体制	24
(2) 消防団の充実・活性化の推進等	25
4. 国民の権利利益の救済に係る手続き等	25
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	25
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	25

第2 関係機関との連携体制の整備	26
------------------	----

1. 基本的な考え方	26
(1) 防災のための連携体制の活用	26
(2) 関係機関の計画との整合性の確保	26
(3) 関係機関相互の意思疎通	26
2. 県との連携	26
(1) 県の連絡先の把握等	26
(2) 県との情報共有	26
(3) 市国民保護計画の県への協議	26
(4) 警察署との連携	26
3. 近接市町村との連携	27
(1) 近接市町村との連携	27
(2) 消防機関の連携体制の整備	27
4. 指定公共機関等との連携	27
(1) 指定公共機関等の連絡先の把握	27

(2) 医療機関との連携	27
(3) 関係機関との協定の締結等	27
<b>5. ボランティア団体等に対する支援</b>	28
(1) 自主防災組織等に対する支援	28
(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援	28
<b>第3 通信の確保</b>	28
(1) 非常通信体制の整備	28
(2) 非常通信体制の確保	29
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	29
<b>1. 基本的な考え方</b>	29
(1) 情報収集・提供のための体制の整備	29
(2) 体制の整備に当たっての留意事項	29
(3) 情報の共有	30
<b>2. 警報等の伝達に必要な準備</b>	30
(1) 警報の伝達体制の整備	30
(2) 防災行政無線の整備	30
(3) 警察署との連携	31
(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知	31
(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	31
(6) 民間事業者からの協力の確保	31
<b>3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b>	31
(1) 安否情報の種類及び報告様式	31
(2) 安否情報収集のための体制整備	32
(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	32
<b>4. 被災情報の収集・報告に必要な準備</b>	32
(1) 情報収集・連絡体制の整備	32
(2) 担当者の育成	33
<b>第5 研修及び訓練</b>	34
<b>1. 研修</b>	34
(1) 研修期間における研修の活用	34
(2) 職員等の研修機会の確保	34
(3) 外部有識者等における研修	34
<b>2. 訓練</b>	34
(1) 市における訓練の実施	34
(2) 訓練の形態及び項目	34
(3) 訓練に当たっての留意事項	35
<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	36
<b>1. 避難に関する基本的事項</b>	36
(1) 基礎的資料の収集	36
(2) 近接する市町村等との連携の確保	36
(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮	36
(4) 民間事業者からの協力の確保	37
(5) 学校や事業所との連携	37

2. 避難実施要領のパターンの作成	37
3. 救援に関する基本的事項	37
(1) 県との調整	37
(2) 基礎的資料の準備等	38
4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
(1) 運輸事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	38
(2) 運送経路の把握等	38
5. 避難施設の指定への協力	38
6. 生活関連等施設の把握等	38
(1) 生活関連等施設の把握等	38
(2) 市が管理する公共施設等における警戒	39
(3) 石油コンビナート等特別防災区域における備え	39
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	40
1. 市における備蓄	40
(1) 防災のための備蓄との関係	40
(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	40
(3) 県との連携	40
(4) 平素からの市民自らの備蓄について	40
2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
(1) 施設及び設備の整備及び点検	40
(2) ライフライン施設の機能の確保	41
(3) 復旧のための各種資料等の整備等	41
3. 市及び指定地方公共機関での物資・資材の備蓄、整備	41
<b>第4章 災害時要援護者の支援体制の整備</b>	42
1. 災害時要援護者に対する配慮	42
2. 社会福祉施設等における備え	42
3. 児童・生徒等の避難時の配慮	42
4. 外国人に対しての配慮	42
<b>第5章 国民保護に関する啓発</b>	43
1. 国民保護措置に関する啓発	43
(1) 啓発の方法	43
(2) 防災に関する啓発との連携	43
(3) 学校における教育	43
2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	43
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	
<b>第1章 迅速な初動連絡体制の確立及び初動措置</b>	44
1. 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	44
(1) 緊急事態連絡室の設置	44
(2) 初動措置の確保	45

(3) 関係機関への支援の要請	45
(4) 対策本部への移行に要する調整	45
<b>2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</b>	46
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	47
<b>1. 市対策本部の設置</b>	47
(1) 市対策本部を設置する場合の手順	47
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	48
(3) 市対策本部の組織構成及び機能	48
(4) 市対策本部における広報等	53
(5) 市現地対策本部の設置	53
(6) 現地調整所の設置	53
(7) 市対策本部長の権限	55
(8) 市対策本部の廃止	55
<b>2. 通信の確保</b>	56
(1) 情報通信手段の確保	56
(2) 情報通信手段の機能確認	56
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策	56
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	57
<b>1. 国・県の対策本部との連携</b>	57
(1) 国・県の対策本部との連携	57
(2) 国・県の現地対策本部との連携	57
<b>2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</b>	57
(1) 知事等への措置要請	57
(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	57
(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	57
<b>3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b>	57
<b>4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託</b>	58
(1) 他の市町村長等への応援の要求	58
(2) 県への応援の要請	58
(3) 事務の一部の委託	58
<b>5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</b>	58
<b>6. 市の行う支援</b>	59
(1) 他の市町村に対して行う応援等	59
(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	59
<b>7. 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援</b>	59
(1) 自主防災組織等に対する支援	59
(2) ボランティア活動への支援等	59
(3) 民間からの救援物資の受入れ	60
<b>8. 住民への協力要請</b>	60
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	61
<b>第1 警報の伝達等</b>	61

1. 警報の内容の伝達	61
(1) 警報の内容の伝達	61
(2) 警報の内容の通知	61
2. 警報の内容の伝達方法	62
3. 緊急通報の伝達及び通知	63
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	63
1. 避難指示の通知・通達	63
2. 避難実施要領の策定	64
(1) 避難実施要領の策定	64
(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項	65
(3) 避難実施要領の内容の伝達等	66
3. 避難住民の誘導	67
(1) 市長による避難住民の誘導	67
(2) 消防機関の活動	67
(3) 避難誘導を行う関係機関との連携	67
(4) 自主防災組織等に対する協力の要請	67
(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	68
(6) 高齢者、障害者等への配慮	68
(7) 残留者等への対応	68
(8) 避難所等における安全確保等	68
(9) 動物の保護等に関する配慮	68
(10) 通行禁止措置の周知	68
(11) 県に対する要請等	68
(12) 避難住民の運送の求め等	69
(13) 避難住民の復帰のための措置	69
着上陸侵攻の場合	69
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	69
弾道ミサイル攻撃の場合	70
<b>第5章 救援</b>	72
1. 救援の実施	72
(1) 救援の実施	72
(2) 救援の補助	72
2. 関係機関との連携	72
(1) 県への要請等	72
(2) 他の市町村との連携	72
(3) 日本赤十字社との連携	73
(4) 緊急物資の運送の求め	73
3. 救援の内容	73
(1) 救援の基準等	73
(2) 救援における県との連携	73
(3) 救援の内容	78
(4) 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	79
(5) 救護の際の物資の売り渡し要請等	79
(6) 医療の実施の要請等	80

<b>第6章 安否情報の収集・提供</b> .....	81
<b>1. 安否情報の収集</b> .....	82
(1) 安否情報の収集.....	82
(2) 安否情報収集の協力要請.....	82
(3) 安否情報の整理.....	82
<b>2. 県に対する報告</b> .....	82
<b>3. 安否情報の照会に対する回答</b> .....	83
(1) 安否情報の照会の受付.....	83
(2) 安否情報の回答.....	84
(3) 個人の情報の保護への配慮.....	85
<b>4. 日本赤十字社に対する協力</b> .....	85
<b>5. 安否情報の収集及び提供の基準</b> .....	85
(1) 安否情報の収集.....	85
(2) 安否情報の報告と照会に対する回答.....	85
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b> .....	86
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b> .....	86
<b>1. 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方</b> .....	86
(1) 武力攻撃災害への対処.....	86
(2) 知事への措置要請.....	86
(3) 対処に当たる職員の安全の確保.....	86
<b>2. 武力攻撃災害の兆候の通報</b> .....	86
(1) 市長への通報.....	86
(2) 知事への通知.....	86
<b>第2 応急処置等</b> .....	87
<b>1. 退避の指示</b> .....	87
(1) 退避の指示.....	87
(2) 退避の指示に伴う措置等.....	88
(3) 安全の確保等.....	88
<b>2. 警戒区域の設定</b> .....	88
(1) 警戒区域の設定.....	88
(2) 警戒区域の設定に伴う措置等.....	88
(3) 安全の確保.....	89
<b>3. 応急公用負担</b> .....	89
(1) 市長の事前措置.....	89
(2) 応急公用負担.....	89
<b>4. 消防に関する措置</b> .....	89
(1) 市が行う措置.....	89
(2) 消防機関の活動.....	90
(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請.....	90
(4) 緊急消防援助隊等の応援要請.....	90
(5) 消防の応援の受入れ体制の確立.....	90
(6) 消防の相互応援に関する出動.....	90

(7) 医療機関との連携	90
(8) 安全の確保	91
<b>第3章 生活関連等施設における災害への対処等</b>	91
<b>1. 生活関連等施設の安全確保</b>	91
(1) 生活関連等施設の状況の把握	91
(2) 消防機関による支援	91
(3) 市が管理する施設の安全の確保	91
<b>2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</b>	92
(1) 危険物質等に関する措置命令	92
(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	92
<b>3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止</b>	92
<b>第4章 NBC攻撃による災害への対処等</b>	93
<b>1. NBC攻撃による災害への対処</b>	93
(1) 応急措置の実施	93
(2) 国の方針に基づく措置の実施	93
(3) 関係機関との連携	93
(4) 汚染原因に応じた対応	93
(5) 市長の権限	94
(6) 要員の安全の確保	95
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	96
(1) 被災情報の収集及び報告	96
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	97
<b>1. 保健衛生の確認</b>	97
(1) 保健衛生対策	97
(2) 防疫対策	97
(3) 食品衛生確保対策	97
(4) 飲料水衛生確保対策	97
(5) 栄養指導対策	97
<b>2. 廃棄物の処理</b>	98
(1) 廃棄物処理の特例	98
(2) 廃棄物処理対策	98
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	99
<b>1. 生活関連物資等の価格安定</b>	99
<b>2. 避難住民等の生活安定</b>	99
(1) 被災児童生徒等に対する教育	99
(2) 税の減免等	99
<b>3. 生活基盤等の確保</b>	99
(1) 水の安定的な供給	99
(2) 公共的施設の適切な管理	99



第11章 特殊標章等の交付及び管理	100
(1) 特殊標章等	100
(2) 特殊標章等の交付及び管理	100
(3) 特殊標章等に係る普及啓発	101
<b>第4編 緊急処理事態への備えと対処</b>	
第1章 総論	102
第1 基本的な考え方	102
第2 事態想定ごとの被害概要	103
1 攻撃対象施設等による分類	103
(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	103
(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	103
2 攻撃手段による分類	103
(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	103
(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	104
第3 平素からの備え	105
1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用	105
2 市が管理する公共施設における警戒	105
3 対処マニュアル等の整備及び留意点	105
4 石油コンビナート等特別防災区域における備え	105
第2章 緊急処理事態への対処	106
第1 事態認定前の対処	106
1 初動時情報連絡体制	106
2 市警戒本部の設置	106
3 初動措置の確保	106
4 関係機関等への支援の要請	106
第2 市緊急処理事態対策本部体制への移行	106
第3 市緊急処理事態対策本部の設置等	107
1 市緊急処理事態対策本部の設置	107
(1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置	107
(2) その他設置関連事項	107
2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項	107
第4 関係機関相互の連携	107
1 初動時における連携の基本モデルと主な役割	107
(1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案発生時の主な関係機関の役割	108
(2) 緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル	109
2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割	110
(1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案	110
(2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案	112

(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案	114
(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案	116
<b>第5 緊急対処事態への対処上の留意点</b>	118
1 警報の通知・伝達	118
2 赤十字標章等の標章の取扱い	118
3 国民経済上の措置の取扱い	118
<b>第5編 復旧等</b>	
<b>第1章 応急の復旧</b>	119
1. 基本的な考え方	119
(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等	119
(2) 通信機器の応急の復旧	119
(3) 県に対する支援要請	119
2. 公共的施設の応急の復旧	119
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	120
(1) 国における所要の法制の整備等	120
(2) 市が管理する施設及び設備の復旧	120
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	121
1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	121
(1) 国に対する負担金の請求方法	121
(2) 関係書類の保管	121
2. 損失補償及び損害補償	121
(1) 損失補償	121
(2) 損害補償	121
3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん	121
4. 県又は他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁	121
【参考】用語の定義	122

凡例

- ・【法第〇条】における「法」とは、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）」をいう。
- ・【施行令第〇条】における「施行令」とは、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）」をいう。